

人間ドック・脳ドック

令和8年度からは、人間ドック・脳ドックの検査契約期間が令和9年2月末日までとなりますので、ご注意ください。

令和8年度に受検できる方

30歳以上（平成9年4月1日以前に生まれた方）の組合員（任意継続組合員を含む。）および被扶養者

本人負担額

検査費用の3割＋消費税

※〈共済組合の助成限度額〉上限4万円

さらに人間ドック 「指定年齢対象者」助成

人間ドック検査費用の本人負担額から、
さらに**1万円助成**

「指定年齢対象者」は年度中に
35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳到達者

- 35歳（平成3年4月2日～平成4年4月1日）
- 40歳（昭和61年4月2日～昭和62年4月1日）
- 45歳（昭和56年4月2日～昭和57年4月1日）
- 50歳（昭和51年4月2日～昭和52年4月1日）
- 55歳（昭和46年4月2日～昭和47年4月1日）
- 60歳（昭和41年4月2日～昭和42年4月1日）

人間ドック・脳ドック 受検の流れ

- 1 実施機関へ検査日時、注意事項の確認・予約
- 2 「人間ドック・脳ドック検査承認申請書」を
共済事務担当課へ提出
- 3 共済組合より「人間ドック利用承認証」
「脳ドック利用承認証」の交付
- 4 人間ドック・脳ドックの検査日に上記交付書類と
保険資格の確認ができるもの※を実施機関の窓口へ提示
- 5 検査費用を直接窓口で支払う

共済組合の承認を受けないまま受検した際は、**全額自己負担**となる場合があります。
申請はお早めをお願いします。

※マイナンバーカードによるオンライン資格確認（受診する実施機関が対応している場合）、マイナポータルの資格画面、マイナ保険証と資格情報のお知らせ、資格確認書

●実施機関は共済組合ホームページをご覧ください。

ホーム

健康・セミナー・貯金・貸付（福祉事業）

保健事業

保健（健診）

人間ドック検査助成・脳ドック検査助成

ぜひ、この機会に人間ドック・脳ドックを受けて、ご自身の健康管理にお役立てください

被扶養者の
みなさんへ

メタボは万病のもと！
受けよう！

特定健康診査

特定健康診査（以下「特定健診」）は、40歳から74歳までの方が年に1回ご自身の健康を確かめる方法です。

組合員の方は勤務先で受ける健康診断が特定健診の代わりになります。**被扶養者のみなさん※**には共済組合から「特定健診のご案内」と「受診券」を5月下旬にお送りしています。

※**被扶養者のみなさん**は、各市町村で行っている集団健診もしくは共済組合が契約を結んでいる実施機関（全国約3,000カ所）で特定健診を受けられます。

実施機関の
一覧は
こちらから



こんな方は

特定健診を
受けなくても大丈夫

●人間ドックを受検される方

●パート先で健康診断を受けている方



特定健診にかかる費用は共済組合が負担しますので、**自己負担はありません。**

【お問い合わせ先】共済組合 福祉課 TEL 076-263-3366